

「有期契約労働者の雇用管理の改善に関する研究会」開催要綱

1. 趣旨

非正規労働者は若年層を中心として増加傾向にあり、このような状況が続けば、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下、不安定就労の増大や社会保障システムの脆弱化等の諸問題を引き起こす恐れがある。一方、パートタイム労働法等に基づく関係施策において支援対象として位置づけられていない「1週間の所定労働時間が通常の労働者と同一な有期契約労働者（以下「有期契約労働者」という。）」については、雇用管理の改善への取組が十分に行われていない状況にある。

また、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月31日参議院厚生労働委員会）において、「有期労働契約を締結している労働者についても、その雇用管理の改善や通常の労働者への転換を支援するための施策を講ずる」ことが求められているところである。

そこで、有識者等が参画する有期契約労働者の雇用管理の改善に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催し、有期契約労働者の雇用管理の改善を推進していくためのガイドラインの策定について検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 有期契約労働者の実態把握や現状分析
- (2) 有期契約労働者に関する課題の整理
- (3) 有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドラインの検討
- (4) その他

3. 構成等

- (1) 研究会は、職業安定局長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。

4. 運営

研究会の庶務は、関係局の協力を得て、職業安定局雇用開発課で処理する。